

群馬県長野原町横壁中村遺跡の中近世墓と 同地区における両墓制の研究

藤 巻 幸 男¹⁾・ 檜 崎 修 一 郎²⁾・ 能 登 健³⁾

¹⁾ (公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 ²⁾厚生労働省 ³⁾群馬大学

はじめに

1. 両墓制

2. 群馬県内の中近世墓

3. ハッ場地区における中近世墓

4. 横壁中村遺跡における中近世墓

まとめ

— 要 旨 —

横壁中村遺跡は、群馬県長野原町に所在する。同遺跡は、ハッ場ダム建設工事に伴い財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団〔現・公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団〕による発掘調査が、平成8年度～同18年度と長期にわたり実施された。主な遺構は、縄文時代中期後半～後期後半の集落遺跡・平安時代の住居・中世の館や土坑墓・江戸時代の畑や土坑墓等が検出されている。

民俗学の分野で長年論じられている「両墓制」という習俗が、この地域に存在する事が知られている。現代の墓制は、遺体を埋葬する埋葬墓地と石塔を立てる石塔墓地とが同じ場所である単墓制である。一方、両墓制とは、埋葬墓地の他に石塔墓地があり、民俗学では前者を「埋め墓」、後者を「詣り墓」という用語を用いている。この両墓制の起源については様々な論考があるが、中世末・近世・近代という3つに絞られている。なお、横壁地区においては、近代の成立と伝承されている。

横壁中村遺跡においては、42基の中近世土坑墓から42体が出土している。埋葬墓地として使用されていたならば、土坑墓は一部に集中して多くの重なりがみられるはずである。しかし、本遺跡における中近世土坑墓は、一部に集中する傾向があるものの、ほとんどは散布的である。一部の集中部分は、中世は屋敷墓に、近世は観音堂に伴う墓域であると推定される。これについて檜崎は、横壁地区の両墓制の成立は、中世末や近世ではなく、恐らく近代に成立したものと推定したが、藤巻・能登は近世の両墓制の有無に結論を出していない。

キーワード

対象時代 中世・近世・近代

対象地域 日本・群馬県・長野原町横壁

研究対象 両墓制・中世人骨・近世人骨

はじめに

横壁中村遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町に所在し、吾妻川の右岸に位置する。ハッ場ダム建設工事に伴い、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団〔現・公益財団法人：以下群馬埋文〕による発掘調査が、平成8年度～同18年度と長期にわたり実施された。主な遺構として、縄文時代中期後半～後期後半の集落遺跡・平安時代の住居・中世の館や土坑墓・江戸時代の畑や土坑墓等が検出されている。

この内、中近世人骨は、42基から42体が出土しており、群馬県内でも有数の土坑墓群である。これらの出土人骨は、本報告者の内、榑崎修一郎が報告しているが、報告書は2冊にわたっている(榑崎 2010・2014)。

一方、この横壁地区は、民俗学で有名な「両墓制」という葬制が分布する地域である。両墓制については、次項で説明するが、その成立時期について、中世・近世・近代と様々な説がある。

本稿は、長年横壁中村遺跡の発掘調査担当者として発掘を実施してきた藤巻幸男・出土人骨を報告してきた榑崎修一郎・両墓制の理論を研究してきた能登 健との3名が、横壁中村遺跡における両墓制の成立時期を検証したものである。

1. 両墓制

(1) 両墓制

「両墓制」は、『日本民俗大辞典』(福田他 2000)やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』(新谷・関沢 2005)によると以下のように説明されている。

＊「両墓制」とは、死体を埋葬する墓地とは別の場所に塔を建てる墓地を設ける墓制のこと。一人の死者に対して埋葬墓地と石塔墓地の二つが設けられるところから両墓制と呼ばれている。

この両墓制に対して、現代の殆どの墓は、死体を埋葬した場所に石塔を建てて墓地とする、つまり、両墓制と言う埋葬墓地と石塔墓地が一致する単墓制である。この単墓制の中での違いは、かつては土葬が主であったのが火葬した人骨を埋葬する方法に代わったぐらいであろう。

(2) 両墓制の研究史

両墓制の研究史は、新谷尚紀の『両墓制と他界観』に詳細にまとめられている(新谷 1991)ので、ここでは概略を見ることにする。

最初に両墓制についてまとめた論考を行ったのは、日本民俗学の父とも呼ばれる柳田国男〔1875－1962〕が『人類学雑誌』に発表した「葬制の沿革について」である(柳田 1929)。この論文で柳田は、「葬地」と「祭地」という用語を用いている。これらは、本稿で論じる「埋葬墓地」と「石塔墓地」にあたる。

「両墓制」という用語を初めて使用したのは、柳田国男の影響を受けた、大間知篤三〔1900－1970〕である(大間知 1936)。

その後、まとめた研究が、最上孝敬〔1899－1983〕により、『詣り墓』(最上 1956)や『増補版詣り墓』(最上 1980)として発表されている。この本で最上は、「埋め墓」と「詣り墓」という用語を用い、一方を本のタイトルに用いた。これらは、本稿で論じる「埋葬墓地」と「石塔墓地」にあたる。この本の出版以後、民俗学分野では、「埋め墓」と「詣り墓」という用語を使用する傾向にある。以下の第1表に、用語の比較をまとめた。

第1表 両墓制用語の比較

民俗学大辞典 (2000)	柳田国男 (1929)	最上孝敬 (1956)
埋葬墓地	葬地	埋め墓
石塔墓地	祭地	詣り墓

(3) 全国における両墓制の分布

全国における両墓制の分布は、『日本民俗大辞典』(福田他 2000)やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』(新谷・関沢 2005)によると以下のように説明されている。

＊近畿地方一帯に濃密な分布がみられ、中国・四国地方の一部、中部・関東地方の一部にもみられるが、九州・東北地方ではほとんどみられない。



第1図 全国における両墓制の分布(最上 1980を改変)
[最上(1956)を改変して最上(1980)に掲載された図を元にしている。分布を見ると、近畿圏に集中している。]

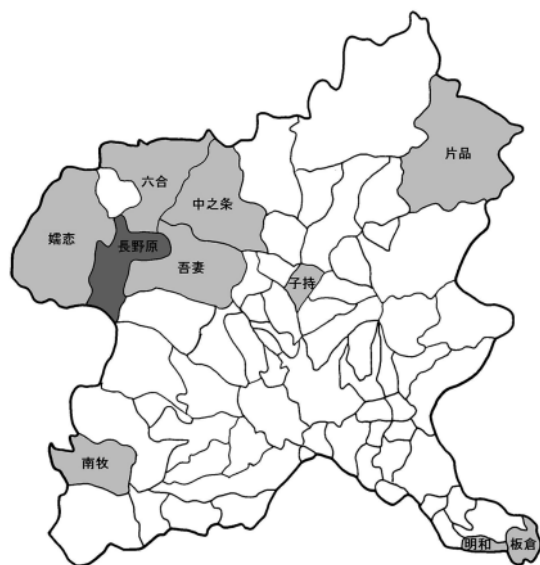
(4)群馬県における両墓制の分布

群馬県における両墓制は、狩野喜与松が北群馬郡子持村上白井(現・渋川市)の報告を行った事で存在が知られる事になる。ちなみに、都丸十九一がまとめた当時、群馬県内において、子持村以外に、片品村・吾妻郡長野原町・甘楽郡南牧村・邑楽郡板倉町の4箇所が知られていた(都丸1972)。

狩野は、1950年に2編の論文により、子持村における両墓制の報告を行っている(狩野1950ab)。その後、都丸による長野原町横壁(都丸1951)・群馬県教育委員会による邑楽郡板倉町(群馬県教育委員会1962)・池田秀夫による長野原町(池田1988)と事例が続く。

両墓制について精力的に研究を行った池田秀夫によると、群馬県における両墓制は、吾妻郡六合村・中之条町・吾妻町・長野原町・嬬恋村・片品村・渋川市金井・子持村・甘楽郡南牧村・邑楽郡板倉町・邑楽郡明和村等60ヶ所に及ぶという(池田1975・1979・1988ab)。

以下の第2図に、両墓制が認められる市町村を示した。但し、近年は市町村合併によりわかりにくいため、合併前の地図を使用して作成した。また、第3図には、ドットで分布を示した。



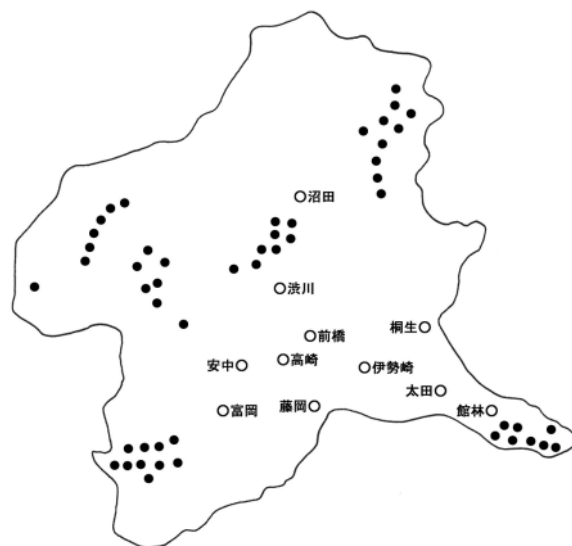
第2図 群馬県における両墓制の分布
[東毛の板倉地域を除くと、山間部に集中している。]

第2図及び第3図を見ると、群馬県における両墓制の分布は山間部が多く平地が少ない傾向にある。むしろ、平地の板倉地区が特異的であるように見える。この理由として、池田は興味深い事例を紹介している(池田1975・1979)。

※「以前利根川と渡良瀬川にかこまれ、その中に谷田川が流れ、板倉沼や内沼をもついわゆる陸の孤島のようなこの水郷地域は、しばしば水害に見舞われた。そのため

に自然に発生した、いわば水害用予備墓地ともいうべきものであろう。海老瀬地区中新田では、高い位置にあるお寺に、一戸一坪あての仮の墓地があり、洪水のおさまらないうちに死者の出た場合、ひとまずここに葬るのである。(中略)この埋葬は洪水となると水底に沈む。それでも洪水期中に死者があると、一応寺の墓地に埋葬し、水がひいて田圃が乾くと死体を掘り出し、あらためてこの田圃の畦道の埋葬に改葬するという次第である。」

つまり、板倉地区は洪水地域であるため、洪水期には埋葬をお寺に持ち、洪水がひくと、本来の埋葬に再埋葬するという意味である。これは、群馬県内の他の地域にみられる本来の両墓制とは異なるため、除外してもよいのかもしれない。そうすれば、群馬県内の両墓制は、山間部のみという分布になり、すっきりとまとまる。但し、埼玉県や栃木県の影響を受けている可能性もある。



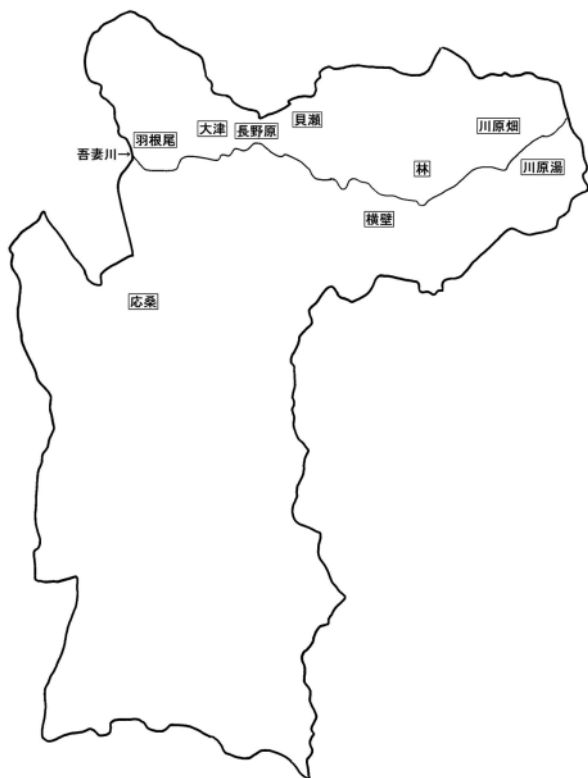
第3図 群馬県における両墓制の分布
(池田1975・1982を改変)

(5)群馬県長野原町における両墓制の分布

群馬県長野原町における両墓制のまとめは、池田秀夫による論考がある(池田1988b)。池田によると、長野原町では、川原湯・川原畑・林・横壁・長野原・貝瀬・大津・羽根尾・応桑と9地域にも及ぶことがわかる。以下の第4図に、長野原町の両墓制の分布を示した。

- ・川原湯：上方に共同墓地・石塔は下方または石塔の脇。
- ・川原畑：共同墓地には塔婆を、石塔は三ツ堂の横前。
- ・林：薬師堂の西に共同墓地。石塔は隣接している。
- ・長野原：石塔は埋葬した脇に建てる。
- ・貝瀬：石塔は埋めた所の横または後ろに建てる。
- ・大津：埋める所の後ろか脇に石塔を建てる。
- ・羽根尾：墓地の端に石塔を建てる。
- ・応桑：墓地の埋葬した前に石塔を建てる。

長野原町における両墓制の分布を見ると、応桑を除く8地域は、いずれも吾妻川沿いに分布していることがわかる。但し、なぜ、吾妻川からはずれた応桑に存在しているのかは不明である。吾妻川沿い以外にも両墓制は存在しているが、民俗調査が及んでいない可能性もある。



第4図 群馬県長野原町における両墓制の分布
「分布は、吾妻川沿いに集中してる」

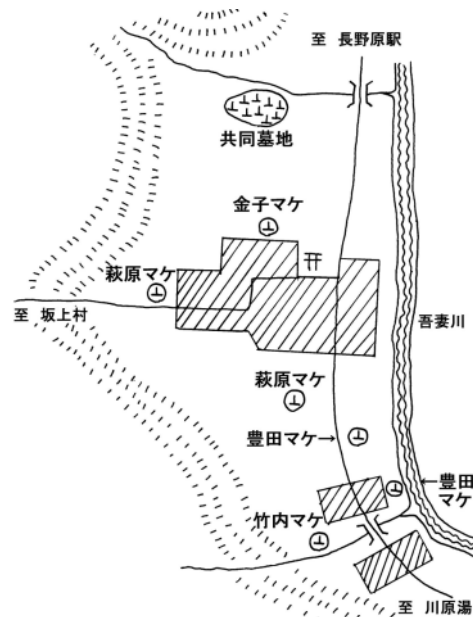
(6)長野原町横壁における両幕制

横壁地域の両墓制を調べた池田秀夫や都丸十九一によると、以下のような記載がある（都丸 1951、池田 1988b）。

*47戸のうち41戸が両墓制を維持している。昔はナマの死体を畑の隅の荒地に埋めオキイシを上にした。中村・東地区と小倉の一部の人が宮ツ原の約一反歩の共同墓地に埋葬し、土盛の上にツカイシという川原石を一つおき、墓標を立てる〔註：埋葬墓地〕。そして必ずどれが誰の墓と覚えている。明治9年の地租改正のとき中村と小倉に各一ヶ所の二ヶ所にこの共同墓地を造ったのだという。そして5～10戸のマケ毎にツカという墓地があり、ヒキハカという〔註：石塔墓地〕。

この文章から、両墓制が明治9年という近代に成立していることが判明する。しかしながら、それ以前については明確な資料がないために不明である。

横壁中村遺跡の発掘調査事務所近辺には、石塔墓地(詣り墓)が存在しており、少し離れた場所には、埋葬墓地(埋め墓)が存在していた。



第5図 横壁地区の両幕制（都丸 1951 を改変）



写真1 横壁中村遺跡近辺の石塔墓地
(平成27年藤巻撮影)



写真2 横壁中村遺跡近辺の埋葬墓地
(平成27年藤巻撮影)

横壁中村遺跡における、中近世墓を再検証することにより、横壁地区の両墓制の起源がはたして中世にさかのぼるのか、あるいは近世にさかのぼるのか、また近代に成立したのかを遺跡から探してみたい。

2. 群馬県内の中近世墓

(1) 生品西浦遺跡[近世]

群馬県において、これまで、明らかに両墓制と認められる発掘調査事例はない。そのため、民俗事例から、「埋葬墓地」がどのようなものか探してみたい(都丸1951)。

※昔はナマの死体をキャに埋(註：い)けた、キャとは畑のすみの荒地のような所で、キャの中どこに埋けるというようなことは決っていなかったから、どこに埋けてもよかった。しかし埋けた場所には必ずオキ石を置いて覚えていた。おじいさんの墓、ひいじいさんの墓と今でもわかる。

この記載から推論すると、現在の墓のように区画毎に整然としたものではなく、次から次へと埋葬する様子が見えてくる。すると、考古学的には、土坑墓が多数重複した可能性が高い。



写真3 生品西浦遺跡近世墓全景[東→] (群馬埋文 2005より引用)

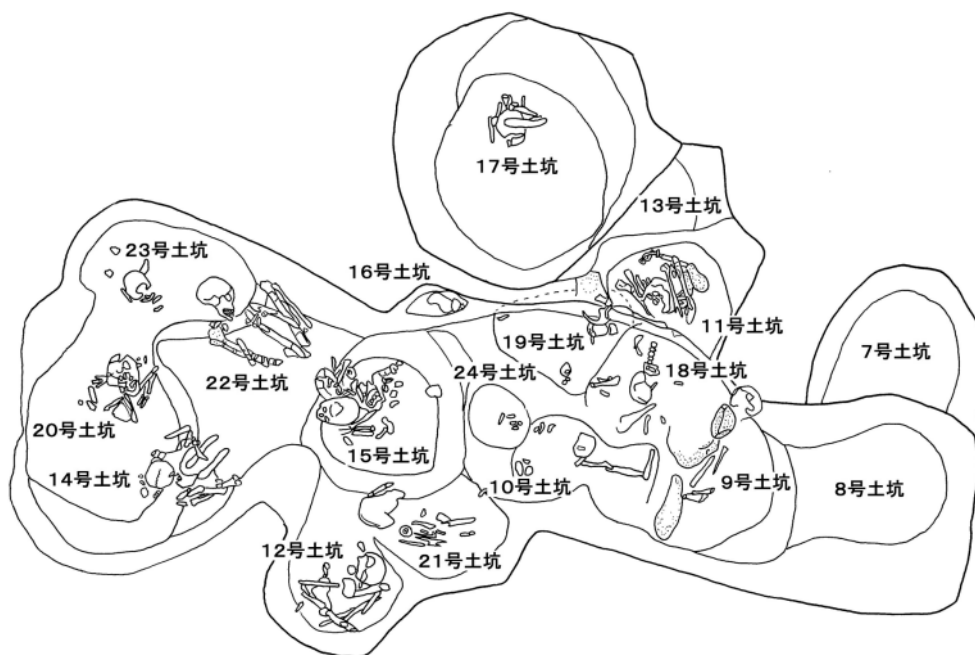
このようなケースとして、群馬県利根郡川場村生品字西浦の生品西浦遺跡があげられる。この生品西浦遺跡は、群馬埋文による発掘調査が、平成13(2001)年7月～平成15(2003)年9月まで行われ、2005年に報告書が刊行されている(群馬埋文 2005)。

近世人骨の報告は、本報告者の1人の榑崎修一郎が報告している(榑崎 2005)。近世土坑墓16基から、16体が出土している。土坑墓は、切りあいが激しく、重複も多く認められる。

近世人骨は16基から16体が出土しており、男性8体・女性6体・性別不明2体という内訳である。また、死亡年齢は、老齢4体・約50歳代1体・約40歳代2体・約30歳代3体・成人4体・不明2体(未成年1体を含む)という内訳である。



写真4 生品西浦遺跡近世墓接[南→] (群馬埋文 2005より引用)



第6図 生品西浦遺跡近世土坑墓平面図 (群馬埋文 2005を改変) [上が北]

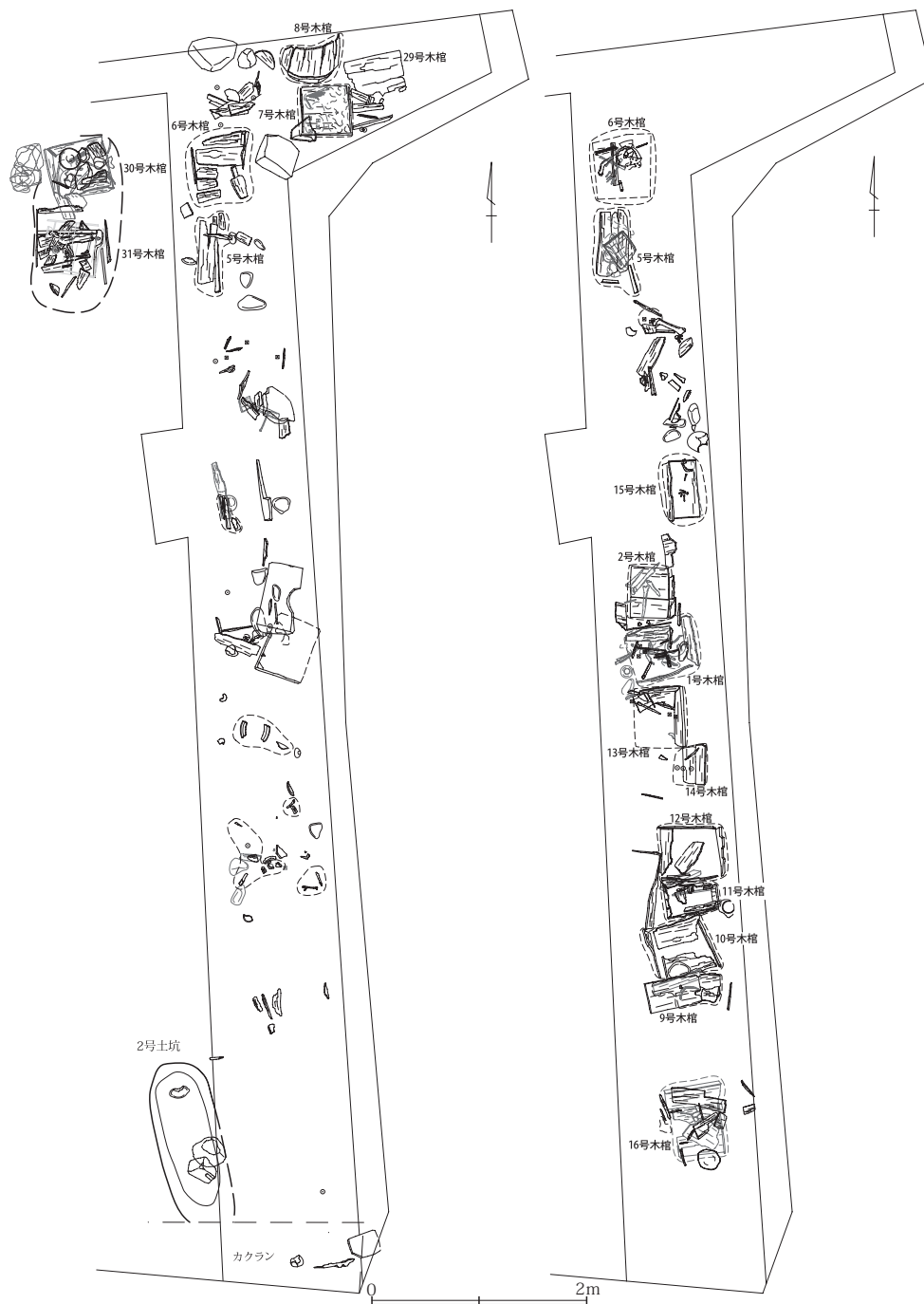
(2) 羅漢町遺跡[近世]

羅漢町遺跡は、群馬県高崎市羅漢町に所在する。群馬埋文による発掘調査が、2009(平成21)年11月に行われ、2011(平成23)年に報告書が刊行されている(群馬埋文 2011)。この近世墓群は、慶長3(1598)年に築城された高崎城とほぼ同時期に創建された法輪寺の墓域と推定され、17世紀～19世紀に比定されている(群馬埋文 2011)。

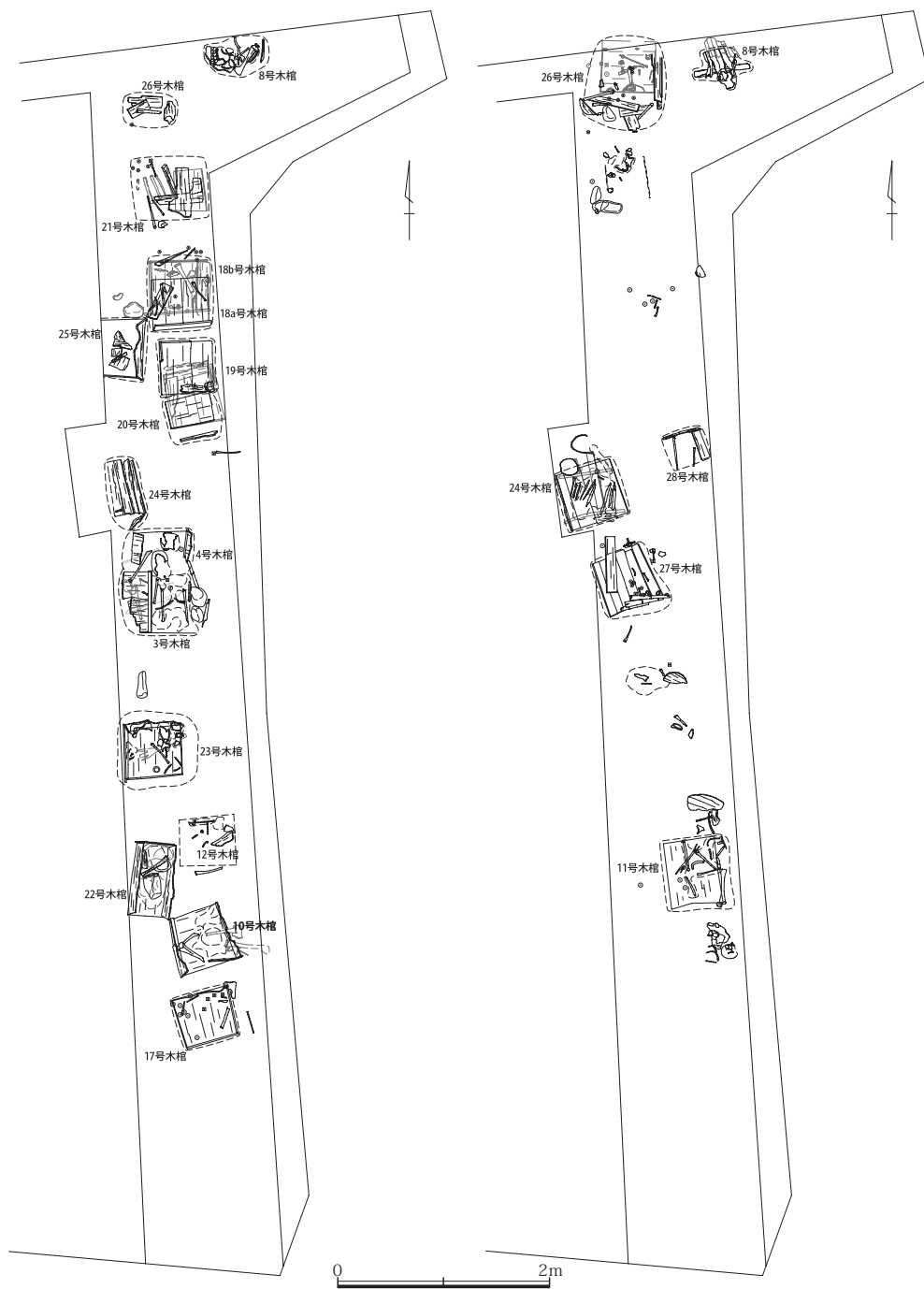
出土人骨の報告は、本報告者の内の1人の榑崎修一郎により行われている(榑崎 2011・2012)。27基の木棺墓

から28体が、1基の土坑から1体が、遺構外から2体と蔵骨器から2体の、合計33体が出土している。

これらの木棺墓は、狭い範囲ながら多く重複している。しかしながら、この状況は東京の江戸時代寺院墓域から検出される土坑墓群と同様な状態である。町中にある限られた土地で繰り返し埋葬が行われた結果である。この状態は、両墓制と似ているが、寺院での埋葬墓地と石塔墓地とが分かれている事例であろう。



第7図 羅漢町遺跡 A区1面平面図(左)とA区2面平面図(右) (群馬埋文 2011より引用)



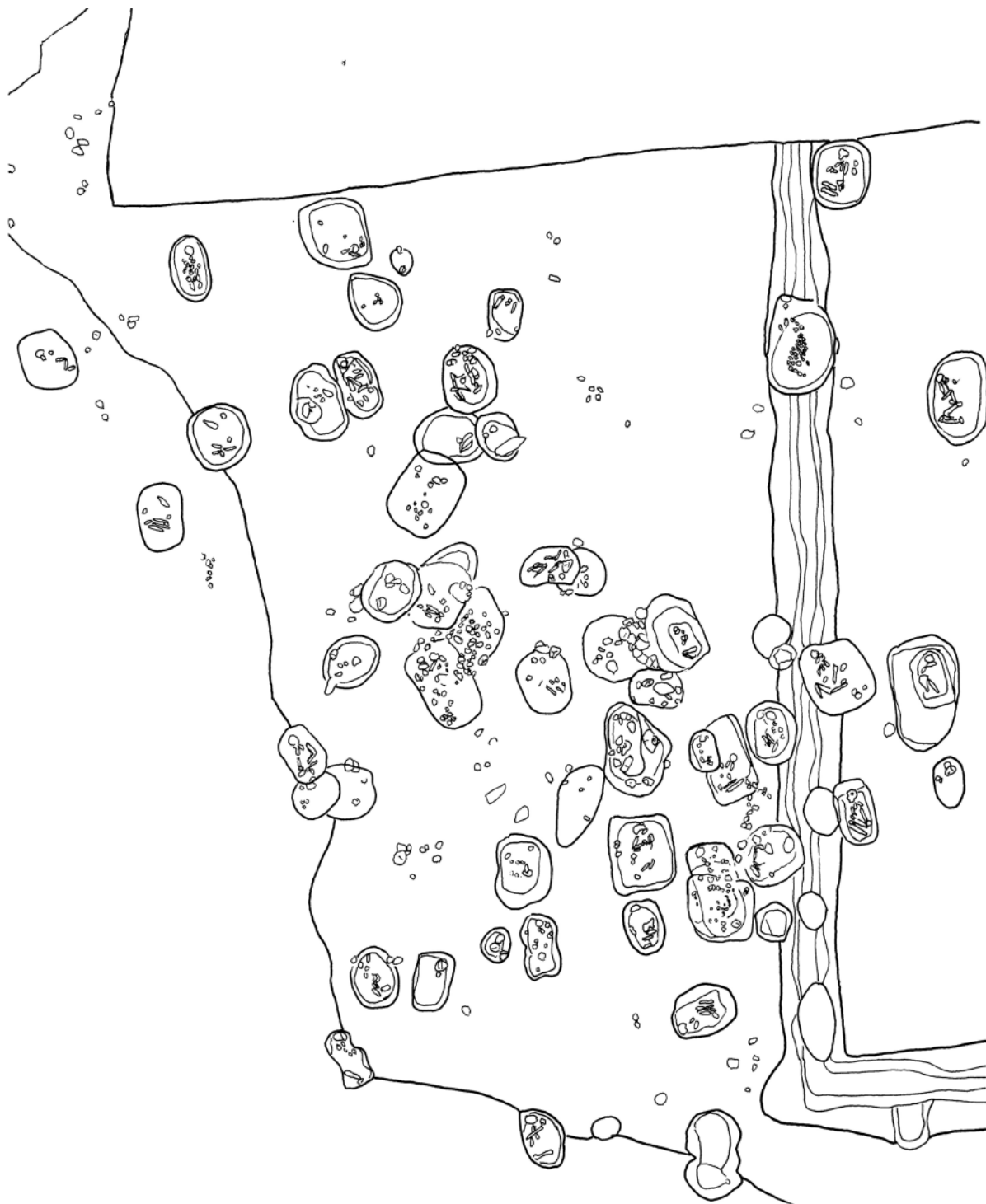
第8図 羅漢町遺跡 A区3面平面図(左)とA区4面平面図(右) (群馬埋文 2011より引用)

(3)元総社蒼海遺跡群(5) [中世]

元総社蒼海遺跡群(5)は、群馬県前橋市元総社町に所在する。前橋市埋蔵文化財発掘調査団による発掘調査が、平成17(2005)年9月～12月にかけて実施され、発掘調査報告書が平成18(2006)年に刊行されている(前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006)。この中世墓群は、14世紀～15世紀に比定されている。

出土人骨は、本報告者の内の1人の榑崎修一郎により報告されている(榑崎 2006ab)。遺構編では土坑墓58体・火葬跡2体に加え、遺構外編では土坑墓12体が加わり、合計72体が出土している。

この遺跡でも、長年墓域として使用されたためか、多くの土坑墓が重複している。



第9図 元総社蒼海遺跡群(5) 平面図(前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006を改変)

3. ハッ場地区における中近世墓

ハッ場地区における中近世の出土人骨事例の内、ある程度まとまった数が出土している遺跡は、以下のように、上郷岡原遺跡・上ノ平Ⅰ遺跡・林中原Ⅰ遺跡・横壁中村遺跡の4遺跡である。いずれも、群馬埋文により発掘調査が実施されている。

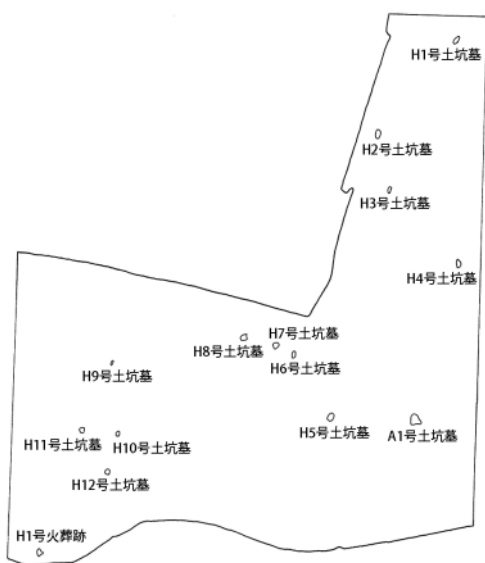


第10図 ハッ場地区における4遺跡の位置(上が北)

(1) 上郷岡原遺跡

上郷岡原遺跡は、群馬県吾妻郡吾妻町三島(現・東吾妻町)に所在し、吾妻川の右岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成13(2001)年から平成19(2007)年にかけて6次に分けて調査が行われており、報告書も3冊に分けて報告されている(群馬埋文 2007・2008b・2009)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の榑崎修一郎が、3編に分けて報告している(榑崎 2007・2008c・2009a)。中世人骨14体・近世人骨6体の、合計20体が出土している。



第11図 上郷岡原遺跡Ⅲ区中世墓坑分布図(群馬埋文 2007を改変)

[中世人骨]

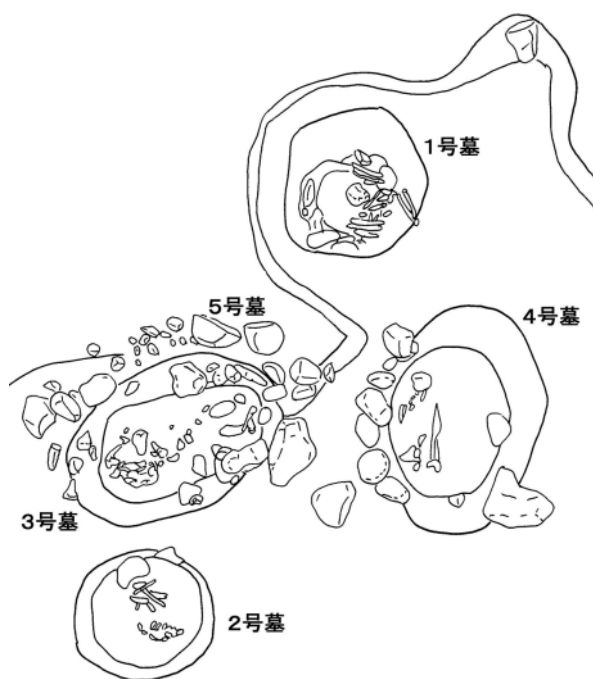
中世人骨は14基が検出されており、この内、1基の火葬跡を除く13基は土坑墓である。13基の土坑墓の埋葬形態は、未成年で歯しか出土しておらず確認できなかった4体を除く8体は、いずれも横臥(側臥)屈葬である。第11図のように、これら14基共に、墓域の形成はなく、散布的である。

[近世人骨]

近世人骨は6基が検出されている。但し、地権者の意向でこの内5基は現場での人類学的観察にとどめ、出土人骨は取り上げられていない。埋葬形態は、5基が座葬で1基が横臥(側臥)屈葬であった。また、取り上げることができなかった5基は近接しており、屋敷墓あるいは家族墓であった可能性が高いと推定される。



写真5 上郷岡原近世墓全景(群馬埋文 2009より引用)



第12図 上郷岡原遺跡近世墓平面図(群馬埋文 2009を改変)

(2)上ノ平 I 遺跡

上ノ平 I 遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町川原畑に所在し、吾妻川の左岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成18(2006)年に実施されている(群馬埋文 2008c)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の榎崎修一郎が行っている(榎崎 2008de)。中世人骨1体・近世人骨16体の、合計17体が出土している。

[中世人骨]

中世人骨は1基が検出されており、埋葬形態は横臥(側臥)屈葬である。

[近世人骨]

近世人骨は16基が検出されており、不明2体を除く14体の埋葬形態は、伸展葬が1体・仰臥屈葬が2体・横臥(側臥)屈葬が2体・座葬が9体である。

中世人骨1基を除く16基は、墓域を形成しており近接している。



写真6 上ノ平I遺跡近世墓写真1 (群馬埋文 2008c より引用)

(3)林中原 I 遺跡

林中原 I 遺跡は、群馬県吾妻郡長野原町林に所在し、吾妻川の左岸に位置する。群馬埋文による発掘調査が、平成16(2003)年から平成21(2009)年にかけて断続的に実施されている(群馬埋文 2014a)。

出土人骨の報告は、本報告者の1人の榎崎修一郎が行っている(榎崎 2014a)。中世人骨4体・近世人骨3体の、合計7体が出土している。

[中世人骨]

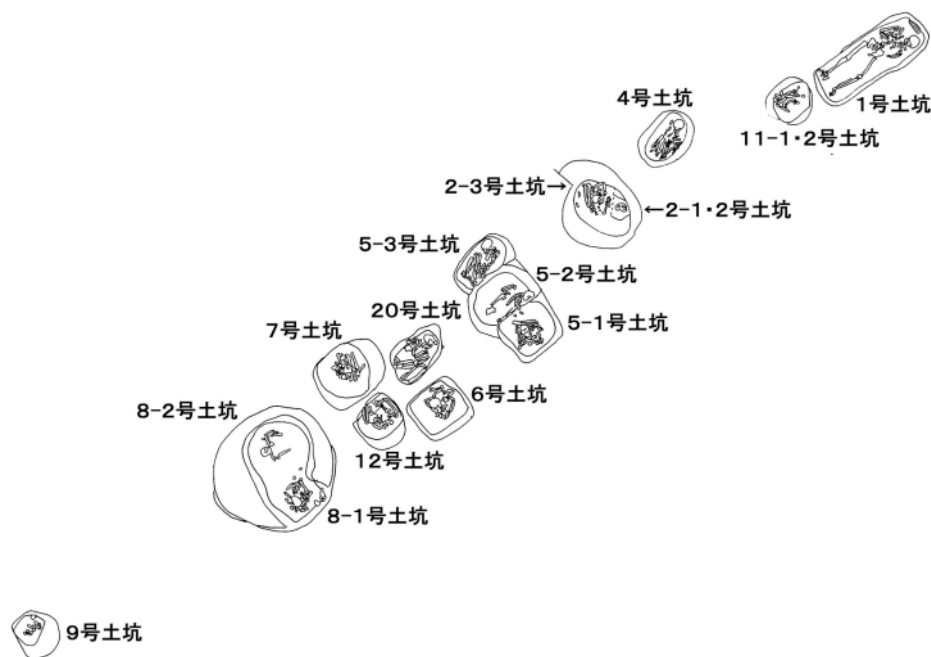
中世人骨は4基が検出されているが、人骨の残存状態が悪いものや子供が2体含まれているため、正確な埋葬形態は不明である。

[近世人骨]

近世人骨は3基が検出されているが、残存状態が悪いため正確な埋葬形態は不明であるが、2体が屈葬・1体が改葬と推定されている。



写真7 上ノ平I遺跡近世墓写真2 (群馬埋文 2008c より引用)



第13図 上ノ平I遺跡近世土坑墓平面図 (群馬埋文 2008を改変) [上が北]

4. 横壁中村遺跡における中近世墓

横壁中村遺跡においては、これまで、縄文時代の焼人骨や焼獣骨も検出されているが、ここでは対象とする時代が異なるためにふれないこととする。本報告者の一人である榑崎修一郎が、2回に分けて中近世人骨を報告している(榑崎 2010a・2014b)。また、獣骨についても報告している(榑崎 2008ab・2010b)が、ここではふれないこととする。

2回に分けて報告された中近世人骨の概要は、以下の通りであり、第2表にまとめを、第14図と第15図に出土位置を記した平面図を示した。総数で42基から42体が検出されている。3枚にわけて撮影された、写真8・9・10を参照されたい。

なお、この横壁中村遺跡における中近世墓の内、特に中世墓には、墓坑の上に多くの石を置く葬法が認められる。理由としては、ヤマメヌやイノシシ等の動物に遺体を掘り返されないためという。

(1)区ごとの出土状況

区毎の出土状況は、10区から14基・19区から1基・20区から21基・29区から2基・30区から3基が検出されている。但し、1基は不明である。

(2)時代ごとの出土状況

[中世]

中世人骨は、総数で37基が出土している。区ごとの出土状況は、10区から12基・19区から1基・20区から19基・29区から2基・30区から1基である。但し、1基は不明。

[近世]

近世人骨は、総数で4基が出土している。区ごとの内訳は、10区から2基・20区から2基である。

(3)埋葬形態

埋葬形態が不明である2基を除く、総数41基の埋葬形態は、伸展葬が3基・屈葬が35基・座葬が2基である。圧倒的に屈葬が多い。なお、群馬県全体では、中世は屈葬が多く、座葬は近世の江戸時代から認められる場合が多い。但し、近世でもすべてが座葬というわけではなく、屈葬も認められる。

(4)副葬品

副葬品は、銭貨を伴うものが21基・無いものが17基であり、その他内耳土器や染付小碗等が認められる。

(5)個体数

墓坑42基すべてが、被葬者は1個体である。

(6)性別

性別不明である4基を除く37基の被葬者の性別は、男性が17体・女性が21体とほぼ同数である。

(7)死亡年齢

41基の被葬者の死亡年齢は、未成年が11体・20歳代が2体・30歳代が16体・40歳代が6体・老齢が2体・成人が5体である。



写真8 典型的な墓坑：10区600号土坑
(群馬埋文 2014b より引用)

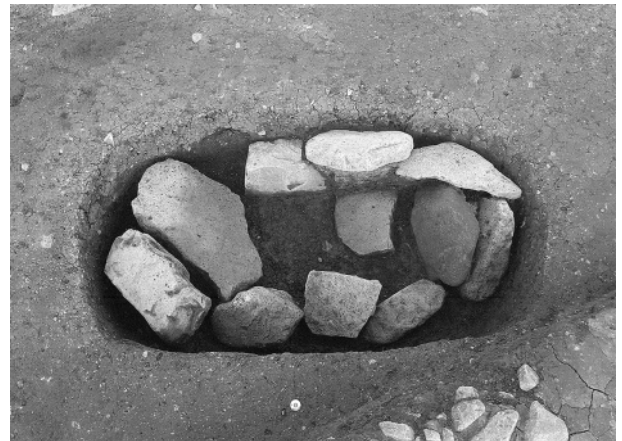


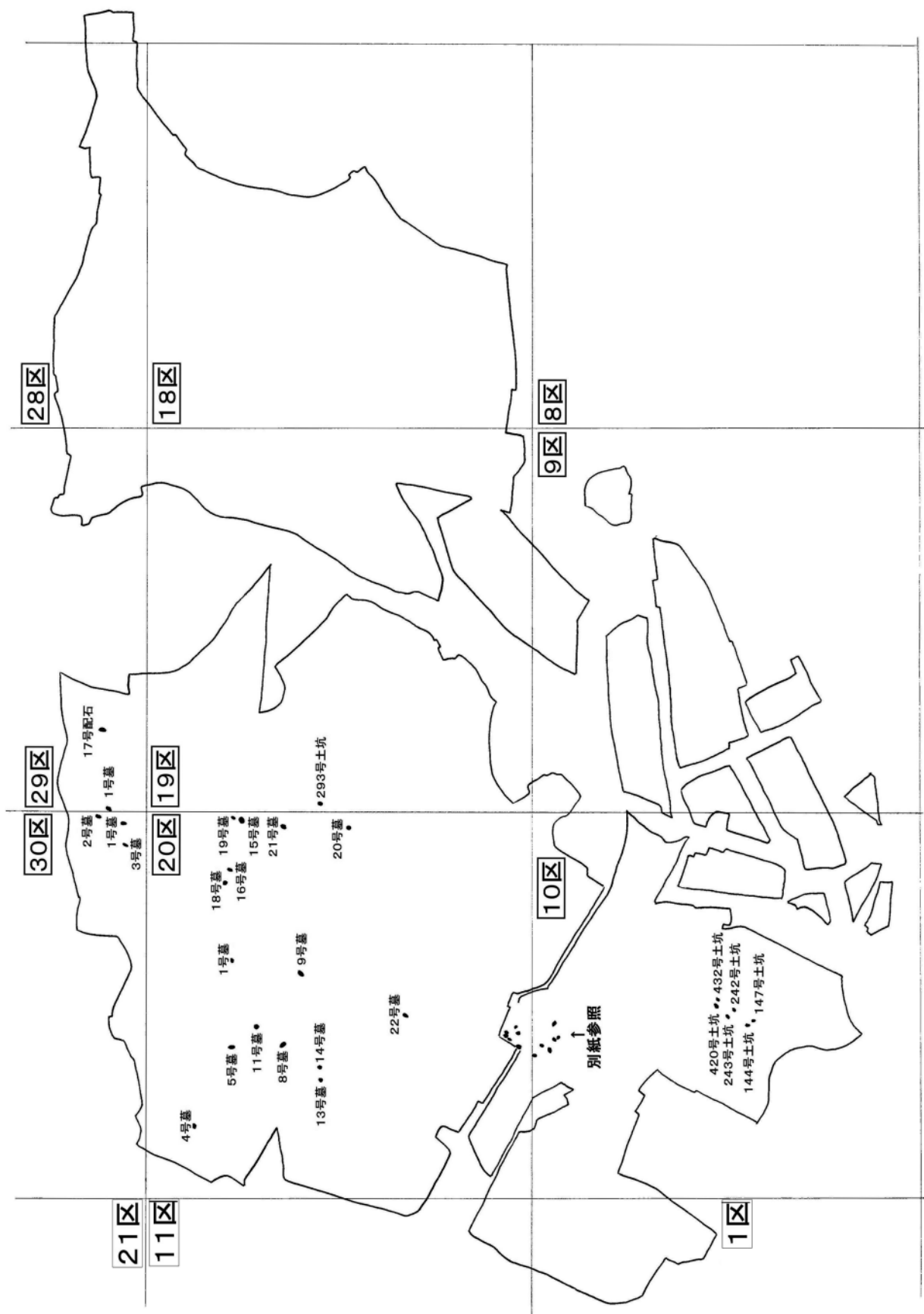
写真9 典型的な墓坑：10区600号土坑
(群馬埋文 2014b より引用)



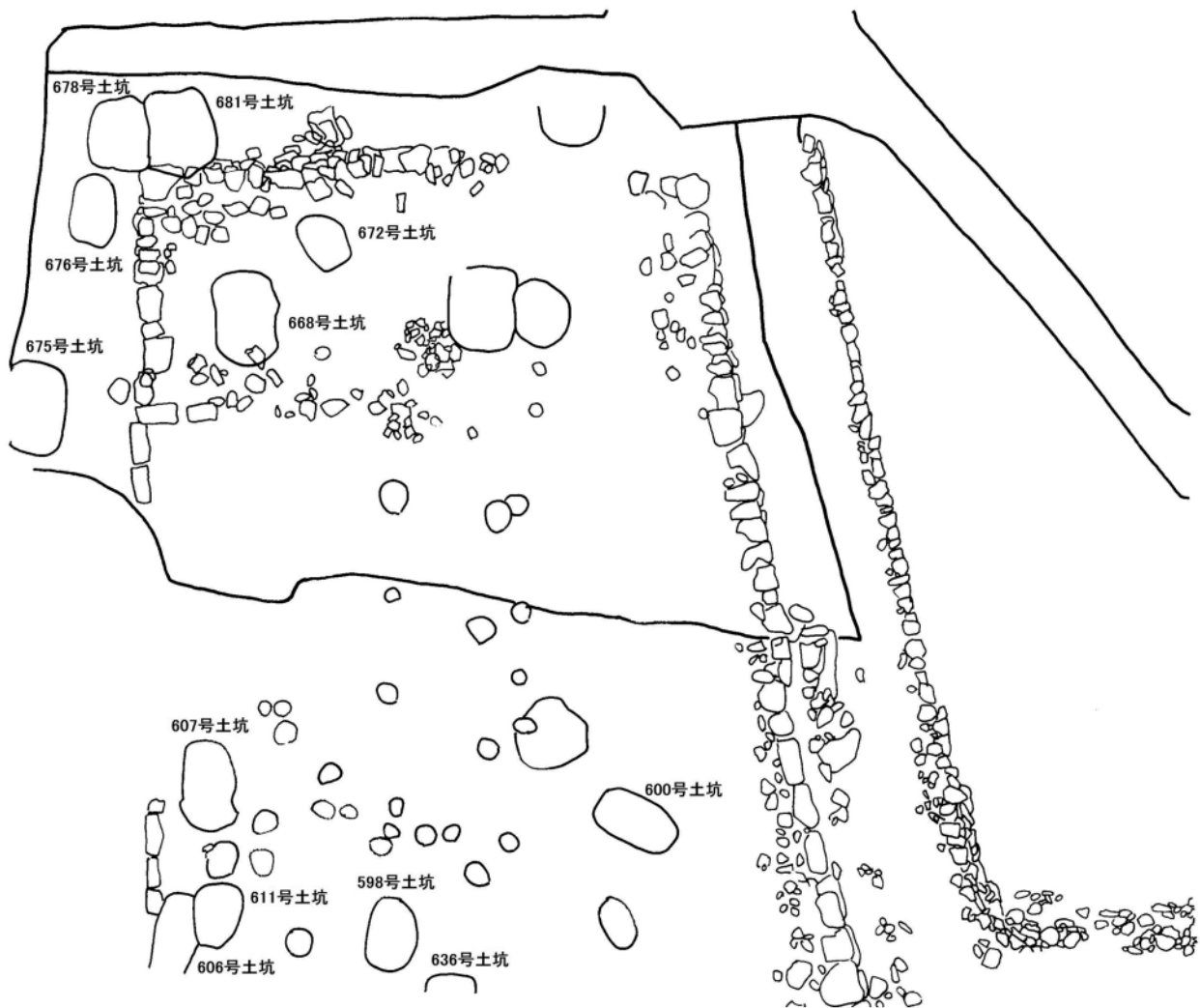
写真10 典型的な墓坑：10区600号土坑
(群馬埋文 2014b より引用)

第2表 横壁中村遺跡出土人骨まとめ表

No	区名	土坑No 番号	時期	土坑規模(cm)			頭位	埋葬形態	副葬品	被葬者		
				長	短	深				個体数	性別	死亡年齢
1	10区	144号	中世	106	60	30	北	屈葬	—	1個体	♀	11～12歳
2		147号		135	65	35	北	—	銭貨	1個体	♂	10歳
3		242号	近世	190	100	80	北西	伸展葬	—	1個体	♀	30～40歳
4		243号	中世	100	60	40	北	屈葬	—	1個体	♀	成人
5		420号		155	130	20	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
6		432号		120	80	60	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	成人
7		541号		100	52	10	北	屈葬	—	1個体	♂	7歳
8		597号		110	70	13	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	20歳代
9		598号		108	76	30	北	屈葬?	—	1個体	?	未成年
10		600号	近世	134	72	40	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30～40歳
11		606号	中世	(120)	66	24	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代
12		607号		140	80	60	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	40歳代
13		611号		92	71	46	北	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
14		636号		80	36	18	北	屈葬	—	1個体	♀	12歳
15		観音堂	不明	—	—	—	—	—	—	1個体	♀	30歳代
16	19区	293号	中世	径108～122		28	南西	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
17	20区	1号		140	76	53	南西	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
18		4号		133	112	12	西	伸展葬	内耳土器	1個体	?	9ヶ月～1歳
19		5号		162	91	55	北西	伸展葬?	銭貨	1個体	?	7歳～9歳
20		8号		136	84	38	北西	屈葬	銭貨	1個体	♀	20歳代
21		9号		210	138	62	北西	屈葬	—	1個体	♂	15～16歳
22		11号		118	107	26	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	老齡
23		13号		133	113	51	西	屈葬	—	1個体	♀	30歳代
24		14号		113	60	23	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代
25		15号		156	111	14	東	屈葬	—	1個体	?	成人
26		16号		112	87	33	北	屈葬	—	1個体	♀	成人
27		18号		133	116	44	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	成人
28		19号		102	66	37	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
29		20号		113	100	32	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
30		21号		116	60	63	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	40歳代
31		22号		147	113	63	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
32		668号		144	95	40	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	6～7歳
33		672号		96	72	10	北	屈葬?	—	1個体	♂	3歳
34		675号		136	100	10	南	屈葬	銭貨	1個体	♀	30～40歳
35		676号		111	69	63	北	屈葬?	—	1個体	♂	2歳
36		678号	近世	130	95	128	—	座葬	染付小碗	1個体	♂	老齡
37		681号		137	103	131	—	座葬	釘	1個体	♀	30～40歳
38	29区	1号	中世	106	90	48	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
39		17号配石		206	153	49	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	30歳代
40	30区	1号		118	68	48	北	屈葬	銭貨	1個体	♀	40歳代
41		2号		104	60	20	北	屈葬	銭貨	1個体	♂	30歳代
42		3号		114	66	18	北	屈葬	—	1個体	♂	40歳代



第14 図 横壁中村遺跡出土人骨分布図



第15図 横壁中村遺跡 土坑墓集中部平面図 [上が北] (群馬埋文 2014bを改変)



写真11 観音堂跡と9・10号掘立柱建物跡 [東から撮影] (群馬埋文 2014bより引用)



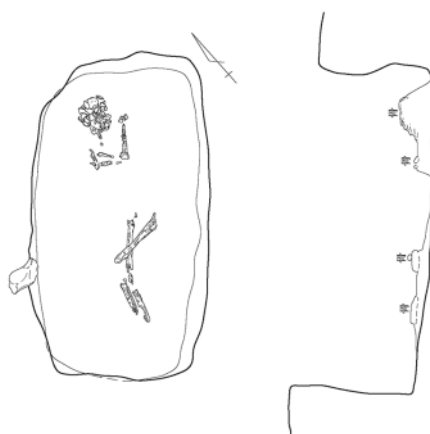
写真12 観音堂全景 [北東から撮影] (群馬埋文 2014bより引用)



写真13 観音堂全景 [東から撮影] (群馬埋文 2014bより引用)



写真14 10区242号土坑(南から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第16図 10区242号土坑平断面図 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



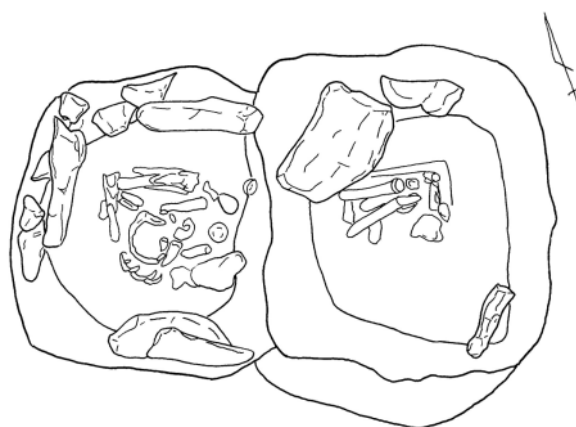
写真15 10区600号土坑(西から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第17図 10区600号土坑平断面図 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



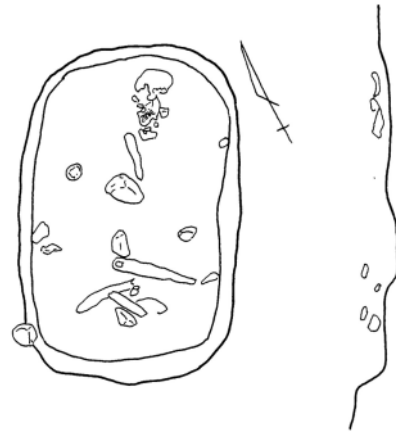
写真16 20区678号・681号土坑(西から) [近世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第18図 20区678号・681号土坑 [近世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



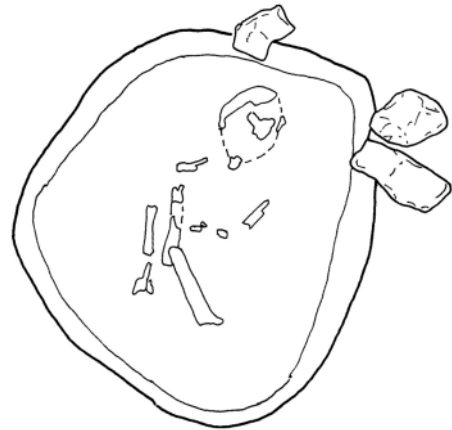
写真17 10区597号墓坑(東から) [中世墓]
(群馬埋文 2014bより引用)



第19図 10区597号墓坑平断面図 [中世墓]
(群馬埋文 2014bを改変)



写真18 20区11号墓坑(東から) [中世墓]
(群馬埋文 2010より引用)



第20図 20区11号墓坑平面図 [中世墓]
(群馬埋文 2010を改変)



写真19 30区3号墓坑(南西から) [中世墓]
(群馬埋文 2010より引用)



第21図 30区3号墓坑平面図 [中世墓]
(群馬埋文 2010を改変)



写真20 遺跡内の石塔墓地(南から)(群馬埋文 2014bより引用)



写真21 遺跡内の石塔墓地(北から)(群馬埋文 2014bより引用)



写真22 遺跡内の石塔墓地(東から)(群馬埋文 2014bより引用)

(8)土坑墓の分布

土坑墓の分布を第14図と第15図に示した。19区・20区・29区・30区では、散布的である。このような配置は池田(1988b)が記載しているように、「昔はナマの死体 を畑の隅の荒地に埋めオキイシを上にした。」という描写と一致する。

一方、第14図にみられるように、20区南部と10区北部では、集中しているように見える。しかしながら、重複はほとんど認められない。これらの土坑墓の時代は、中世が多く近世は少ない。この横壁中村遺跡では、中世に属す掘立柱建物が多く検出されており、中世には 屋敷墓としての機能を果たしていたのかもしれない。

また、石垣に囲まれた中央部の9号及び10号掘立柱建物は、地元の字名にも残っている「観音堂」だと推定されている。この観音堂は、貞亨元年(1684)年の江戸時代前期に建立され、大正11(1922)年に何らかの理由で廃絶され、「勢至堂」へ移設されたという(山口 2014)。近世の土坑墓は、この「観音堂」に伴うものかもしれない。

まとめ

このように横壁中村遺跡の両墓制を考古学及び人類学から検証すると、重複の多い土坑墓群は認められず散布的であり、一部集中傾向にある土坑墓群は、中世は屋敷に伴う屋敷墓の可能性が高く、近世は観音堂に伴うものであったと推定される。したがって、横壁中村遺跡においては、両墓制の起源は、少なくとも中世や近世ではなく、民俗学の成果のように、明治時代という近代に始まったものだとは推定される。

屋敷墓とは、『日本民俗大辞典』(福田他 2000)やその大辞典から葬送部分だけを抜粋した『民俗小事典・死と葬送』(新谷・関沢 2005)によると以下のように説明されている。少し長いが引用する。

＊屋敷内に設けられた墓。狭義には屋敷内の一画に遺体を埋葬し石塔を建てる形態を指すが、遺体は屋敷内に埋葬するが石塔は屋敷外の別の場所に建てる場合や、逆に遺体は埋葬せず石塔のみを屋敷内に建てる場合も広い意味ではこのなかに含まれる。屋敷内に遺体を埋葬し石塔を建てる慣習は、東北地方から南九州までほぼ全国的に分布し、京都府綾部市於与岐町には、遺体は屋敷内に埋葬し石塔のみを同族ごとの墓などに建てる両墓制の形態がみられる。1884(明治17)年の墓地埋葬取締規則によって、屋敷内や耕地などに設けられていた墓の多くは、新たに設けられた共同墓地に移されたが、共同墓地が設置されてからも屋敷内の墓を旧墓地などと称して残している例は多い。天竜川上流地域では、共同墓地の設置により新たに石塔のみを屋敷内に建てる形態を生じたところもあり、さらに埋葬地の土を屋敷墓に移す例もみられる。この地域では、火葬の普及に伴って近年納骨式の石

塔を屋敷内に建てる例もあらわれてきており、屋敷墓の慣習の根強さをうかがわせる。民俗学における葬墓制の研究では、人の居住する屋敷内に遺体を埋葬することは死穢を忌む観念と抵触すると考えられたことから、屋敷墓の意味やその成立過程をめぐってさまざまな見解が示されている。屋敷神のなかに開発先祖の墓、あるいは古墓と伝えられるものが多くあることは早くから注目されてきたが、こうした伝承は死穢を忌む観念が衰えたのちにあらわれたものとされ、屋敷内には遺体は埋葬せず祖霊の祭地のみを設けるのが本来の形であると解釈されてきた。これに対して、古代・中世の屋敷墓に関する史料や発掘例などからみて、屋敷内に遺体を埋葬する慣習は古くから存在したとする見方も中世史研究者から提出されており、屋敷内に死者を葬るのは死者霊がその霊威力をもって屋敷を守護するとの観念に基づくという解釈が示されている。(後略)

残念ながら、横壁中村遺跡内に存在した石塔墓地は、諸般の事情で発掘調査は行われておらず、かつ、埋葬墓地もどのような形態なのかは発掘調査が行われていないために不明である。

しかしながら、モデルケースとして使用した、生品西浦遺跡のように、土坑の重複が著しい状況は認められず、現地での伝承で「両墓制は明治になってから」という事実を重要視すると、1884(明治17)年の墓地埋葬取締規則の影響があったものと推定される。したがって、少なくとも横壁中村遺跡においては、両墓制の起源は、中世や近世ではなく、近代であると推定される。

ただし、横壁中村遺跡の広大な発掘区以外の山裾等にまだ確認できていない埋葬墓地がある可能性も否定できない。

両墓制の考古学的な追究は能登・藤巻・檜崎の共同研究・共同討議で進められてきたが、現時点では意見の統一が図られていない。ここでは檜崎の考察に対して統一されていない部分について能登・藤巻の見解を別に述べておく。

横壁中村遺跡では中世・近世の墓が発掘されているが、このうち見解の相違が埋まっていない部分について能登・藤巻の見解を述べる。

中世墓では一つの地形単元に墓域が設定されているが、その在り方は散在的である。個別の墓の詳細な年代観は得られていないが、最終段階では板碑や五輪塔が供養塔としてわずかに設置されている。このような広域に設定された中世の墓域は群馬県内では初見である。今までに群馬県内で発掘されている中世墓をパターン分類すると、元総社蒼海遺跡群5に見られる一系的な屋敷墓を思わせるもの、富田遺跡群に見られる同族の集団墓地的な様相を示すものの2パターンが認識される。いずれも武士層であろう。これに対して横壁中村遺跡の墓域は農

民層とも思える墓地の様相を呈しており、合わせて3パターンを認識することができる。今後、分布地域の特性と合わせて、改めて論述したい。なお、両墓制については、墓石の普及を持って発生したものとの観点から中世の両墓制は論及しにくいものと考えており、この点では檜崎との意見の一致を見ている。

近世墓についてはやや複雑である。三者ともに民俗学者都丸十九一氏の「横壁の両墓制とマケ」（都丸 1951）の先行論文をベースにした分析を進めてきた。この論文で都丸は「明治九年の地租改正の時、村に二箇所の共同墓地を作った」と記述していることに注目し、檜崎は横壁中村地区の両墓制は明治期に発生したものであると結論した。しかし、能登・藤巻は、現在見られる両墓制の様相は確かに明治期以降のものと考えられるが、それに先行した両墓制の墓制を否定できない。考古学的にも横壁中村遺跡の近世墓のみでは結論を導き出せない。あらためて調査範囲を吾妻郡域に広げて、発掘資料の再分析とともに墓石の悉皆調査と聞き込み調査などの民俗調査を実施している。とりあえず、吾妻郡域における両墓制の発生時期の確定については保留し、再調査の終了を期して別稿を用意したい。

引用文献〔五十音順〕

- 池田秀夫 1975 「群馬県の両墓制」『群馬県史研究』2：30-38
- 池田秀夫 1979 「群馬県の葬送・墓制」『関東の葬送・墓制』、明玄書房、pp.11-46
- 池田秀夫 1982 「(3)両墓制」『群馬県史資料編26民俗2』、群馬県、pp.1314-1330
- 池田秀夫 1988a 「葬送・供養 5. 両墓制」『人の一生 群馬の民俗2』、みやま文庫、pp.195-202
- 池田秀夫 1988b 「吾妻川流域の両墓制」『長野原町の民俗』、長野原町、pp.450-461
- 狩野喜代松 1950 「荒木組の両墓制に就いて」『上毛民俗』23
- 狩野喜代松 1951b 「子持山麓の両墓制」『上毛民俗ノート』4
- 群馬埋文 2005 『生品西浦遺跡』、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2007 『上郷岡原遺跡(1)』[第410集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2008a 『横壁中村遺跡(6)』[第436集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2008b 『上郷岡原遺跡(2)』[第438集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2008c 『上ノ平Ⅰ遺跡(1)』[第440集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2009 『上郷岡原遺跡(3)』[第471集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2010 『横壁中村遺跡(10)』[第488集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2011 『羅漢町遺跡』[第512集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2014a 『長野原城跡・林中原Ⅰ遺跡』[第586集]、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 群馬埋文 2014b 『横壁中村遺跡(14)』[第587集]、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 国立歴史民俗博物館編 1993 『国立歴史民俗博物館研究報告：共同研究「葬墓制と他界観」』第49集
- 新谷尚紀 1991 『両墓制と他界観』、吉川弘文館
- 新谷尚紀・関沢まゆみ編 『民俗小事典・死と葬送』、吉川弘文館
- 都丸十九一 1951 「横壁の両墓制とマケ」『民間伝承』15(3)：30-31
- 都丸十九一 1972 『日本の民俗10. 群馬』、第一法規
- 檜崎修一郎 2006a 「元総社蒼海遺跡群(5)出土人骨：遺構編」『元総社蒼海遺跡群(5)』、前橋市埋蔵文化財発掘調査団、pp.33-61
- 檜崎修一郎 2006b 「元総社蒼海遺跡群(5)出土人骨：遺構外編」『元総社蒼海遺跡群(5)』、前橋市埋蔵文化財発掘調査団、pp.62-63
- 檜崎修一郎 2007 「第4分冊：自然科学分析編・出土人骨分析」『上郷岡原遺跡(1)』[第410集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.67-77
- 檜崎修一郎 2008a 「横壁中村遺跡土坑出土獣骨」『横壁中村遺跡(6)』[第436集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.293-296
- 檜崎修一郎 2008b 「横壁中村遺跡土坑出土獣骨」『横壁中村遺跡(6)』[第436集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.293-296
- 檜崎修一郎 2008c 「出土人骨分析」『上郷岡原遺跡(2)』[第438集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.215-216
- 檜崎修一郎 2008d 「土坑(墓坑)」『上ノ平Ⅰ遺跡』[第440集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.130-139
- 檜崎修一郎 2008e 「上ノ平Ⅰ遺跡出土人骨」『上ノ平Ⅰ遺跡』[第440集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.151-180
- 檜崎修一郎 2009a 「出土近世墓と近世人骨」『上郷岡原遺跡(3)』[第471集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.281-285
- 檜崎修一郎 2009b 「出土中世人骨」『上郷岡原遺跡(3)』[第471集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.286-287
- 檜崎修一郎 2010a 「横壁中村遺跡(10)出土中近世人骨」『横壁中村遺跡(10)』[第488集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.225-231
- 檜崎修一郎 2010b 「横壁中村遺跡(10)出土中近世獣骨」『横壁中村遺跡(10)』[第488集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.232-234
- 檜崎修一郎 2011 「羅漢町遺跡出土人骨」『羅漢町遺跡』[第512集]、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.15-18
- 檜崎修一郎 2012 「群馬県羅漢町遺跡出土近世人骨」『財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』、(30)：49-66
- 檜崎修一郎 2014a 「林中原Ⅰ遺跡出土人骨」『長野原城跡・林中原Ⅰ遺跡』[第586集]、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.282-286
- 檜崎修一郎 2014b 「横壁中村遺跡出土人骨」『横壁中村遺跡(14)』[第587集]、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.291-302
- 福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編 1999 『日本民俗大辞典・上下』、吉川弘文館
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 2006 『元総社蒼海遺跡群(5)』
- 前橋市教育委員会 1980 『富田遺跡群 西大室遺跡群 清里南部遺跡群』
- 最上孝敬 1956 『詣り墓』、古今書院
- 最上孝敬 1980 『詣り墓(増補版)』、名著出版
- 柳田国男 1929 「葬制の沿革について」『人類学雑誌』、44(6)：295-318
- 山口逸弘 2015 「第5章. 総括」『横壁中村遺跡(14)』、公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団、pp.318-323